

完全週休2日制・週休2日制工事実施要領

(愛知県農業水産局・農林基盤局)

(対象工事)

第1条 土地改良事業等請負工事積算基準の工種区分(別紙1)を適用する工事、及び森林整備保全事業設計積算要領の工種区分(別紙2)を適用する工事のうち、請負者が、工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を報告した工事を対象とする。ただし、週休2日の確保が困難な次に掲げる工事は除く。

- (1) 災害復旧など工期に制約がある工事

(工事の実施方法)

第2条 設計図書において週休2日制を促進する対象工事であることを明示した上で、請負者が週休2日制に取り組んだ場合に、休工取得状況に応じて、工事成績評定において評価するとともに、労務費、機械経費(賃料)、間接工事費(共通仮設費及び現場管理費)、市場単価の補正を行うものとする。

(週休2日制の形式)

第3条 週休2日制の形式は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 完全週休2日制工事

完全週休2日制工事は、次に掲げる対象期間において休工対象日に休工(現場事務所等での事務作業も含め、作業を実施しない現場内の完全閉所をいう。なお、安全管理のための現場巡視や、現場見学会の実施、ボランティア活動等の地域貢献活動への参加等は現場内の完全閉所として取り扱うものとする。以下同じ。)を実施するものとする。

ア 対象期間

契約締結日の翌日から工事完了日(完了届提出日)までとする。ただし次に掲げる期間(以下「非対象期間」という。)は対象期間から除く。

- (ア) 準備期間(契約締結日の翌日から施工を開始するまでの期間で、現場事務所等の設置、測量はこの期間に含む)
- (イ) 後片付け期間(施工を完了した日の翌日から工事完了日(完了届提出日)までの期間)
- (ウ) 夏季休暇(土日以外の3日間)
- (エ) 年末年始休暇(12月29日から1月3日までの6日間)
- (オ) 工場製作のみの期間
- (カ) 工事事務等による不稼働期間
- (キ) 天災(豪雨、出水、土石流、地震等)に対する突発的な対応期間

イ 休工対象日

原則、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）とする。

(2) 週休 2 日制工事

週休 2 日制工事は、次の対象期間において休工を実施する。

ア 対象期間

第 3 条（1）アに同じ。

イ 休工日

休工の曜日及び理由にかかわらず休工した日とし、対象期間の全日数の 28.5%（2／7）以上の日数とする。なお、天候（降雨・積雪等）により休工した日も、休工と認める。

(取組内容)

第 4 条 週休 2 日制工事の実施工事の取組内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 請負者は、完全週休 2 日制工事又は週休 2 日制工事（以下、「週休 2 日制工事等」という。）に取り組む場合には、工事契約後、施工計画書を提出するまでに、休工の取得計画が分かるように実施工程表を作成の上、工事打合簿により監督員と協議を行うものとする。なお、毎月第 2 土曜日を休工とするよう努めるものとする。
- (2) 請負者は、毎月 5 日までに、工事打合簿により実施状況をカレンダー形式にて提出するものとする。その際、併せて非対象期間を明示するものとし、監督員は、これを確認する。
- (3) 発注者が週休 2 日制工事等に係るアンケート調査やヒアリング調査を実施する場合には、請負者はこれに協力しなければならない。

(工事成績評定)

第 5 条 工事成績評定については、次のとおりとする。

(1) 完全週休 2 日制工事

ア 完全週休 2 日制工事に取り組んだ工事については、第 3 条(1)アに規定する対象期間の全週間数に対する土曜日及び日曜日を休工とした週間数の割合（以下「完全週休 2 日取得率」という。）が 90%以上の場合、工事成績評定において評価する。（別紙 3、4 参照）

イ 完全週休 2 日取得率の算出方法は次に掲げるとおりとする。

(ア) 日曜日から土曜日までを 1 週間として算出する。

(イ) 非対象期間により、土曜日又は日曜日のいずれかが欠ける週は 0.5 週間とし

て算出する。

(ウ) 地元条件により、土曜日又は日曜日に作業を行い、同一週（土曜日の場合はその前の月曜日から金曜日、日曜日の場合はその後の月曜日から金曜日）で振替休工を取得した場合は休工と認めるものとする。ただし、天候（降雨・積雪等）により、土曜日又は日曜日に作業を行い、振替休工を取得した場合は休工と認めない。

(エ) 土曜日及び日曜日のほか、休日の休工は1日当たり休工の週0.5週間分として加算する。

(オ) 施工開始日が、火曜日～土曜日の場合は、施工開始日を含む週を対象期間から除く。また、施工開始日が月曜日の場合は、施工開始日を前日の日曜日とする。

(カ) 施工完了日が、日曜日～木曜日の場合は、施工完了日を含む週を対象期間から除く。また、施工完了日が金曜日の場合は、施工完了日を翌日の土曜日とする。

ウ 工事成績評定は、工事成績評定表の「6. 社会性 I. 地域への貢献等 7. その他」において評価する（別紙5参照）。なお、完全週休2日取得率が90%に満たない場合であっても工事成績の減点を行わない。

(2) 週休2日制工事

ア 週休2日制工事に取り組んだ工事については、第3条(2)アに規定する対象期間の全日数に対する休工日数の割合（以下「週休2日取得率」という。）が28.5%（2/7）以上の場合、工事成績評定において評価する。（別紙3、4参照）

イ 週休2日取得率の算出は、次に掲げるとおりとする。

(ア) 施工開始日が、火曜日～土曜日の場合は、施工開始日を含む週を対象期間から除く。また、施工開始日が月曜日の場合は、施工開始日を前日の日曜日とする。

(イ) 施工完了日が、日曜日～木曜日の場合は、施工完了日を含む週を対象期間から除く。また、施工完了日が金曜日の場合は、施工完了日を翌日の土曜日とする。

ウ 工事成績評定は、工事成績評定表の「6. 社会性 I. 地域への貢献等 7. その他」において評価する（別紙5参照）。なお、週休2日取得率が28.5%（2/7）満たない場合であっても工事成績の減点を行わない。

(取組証の発行)

第6条 前条の規定により工事成績評定において評価した場合、監督員は工事目的物の引き渡し後、速やかに請負者に対して週休2日制工事取組証（様式1）を発行するものとする。

(週休2日の取得に要する費用の計上)

第7条 週休2日制工事等に取り組んだ工事における週休2日の取得に要する費用の計上に

については、次によるものとする。

(1) 休工割合の算出方法

休工割合の算出方法は、次に掲げるとおりとし、休工の曜日及び理由にかかわらず、対象期間の全日数に対する休工日数の割合（別紙3、4参照）とする。

(ア) 施工開始日が、火曜日～土曜日の場合は、施工開始日を含む週を対象期間から除く。また、施工開始日が月曜日の場合は、施工開始日を前日の日曜日とする。

(イ) 施工完了日が、日曜日～木曜日の場合は、施工完了日を含む週を対象期間から除く。また、施工完了日が金曜日の場合は、施工完了日を翌日の土曜日とする。

(ウ) 天候（降雨・積雪等）により休工した日は、休工と認める。

(2) 補正率

それぞれの経費に休工割合に応じた別表1-1又は1-2の補正係数を乗じるものとする。なお、市場単価方式による週休2日の補正については、別表2の補正係数を乗じるものとする。また、現場作業を伴わない工場製作に係る費用については、補正の対象としないものとする。

(3) 休工状況（現場閉所の達成状況）を確認後、最終変更設計時に休工日数の割合に応じて各経費を補正し、変更契約するものとする。

付則

- 一 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 二 この要領施行前に契約した工事については「完全週休2日制工事実施要領」を適用する。
- 三 この要領は、令和4年7月1日から施行する。

別表 1 - 1 経費の補正係数（農地：別紙 1 を適用する工事）

	4 週 8 休以上	4 週 7 休以上 4 週 8 休未満	4 週 6 休以上 4 週 7 休未満
	（現場閉所率 28.5%（8 日/28 日） 以上）	（現場閉所率 25%（7 日/28 日） 以上、28.5%未満）	（現場閉所率 21.4%（6 日/28 日） 以上、25%未満）
労務費	1.05	1.03	1.01
機械経費（賃料）	1.04	1.03	1.01
共通仮設費（率分）	1.05	1.04	1.03
現場管理費（率分）	1.07	1.05	1.04

※ 4 週 6 休未満の工事については補正の対象としない。

別表 1 - 2 経費の補正係数（林務：別紙 2 を適用する工事）

	4 週 8 休以上	4 週 7 休以上 4 週 8 休未満	4 週 6 休以上 4 週 7 休未満
	（現場閉所率 28.5%（8 日/28 日） 以上）	（現場閉所率 25%（7 日/28 日） 以上、28.5%未満）	（現場閉所率 21.4%（6 日/28 日） 以上、25%未満）
労務費	1.05	1.03	1.01
機械経費（賃料）	1.04	1.03	1.01
共通仮設費（率分）	1.04	1.03	1.02
現場管理費（率分）	1.06	1.04	1.03

※ 4 週 6 休未満の工事については補正の対象としない。

別表2 市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数			工事区分
		4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満	
鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.05	1.03	1.01	共通
鉄筋工（ガス圧接）		1.04	1.02	1.01	共通
防護柵設置工 （ガードレール）	設置	1.01	1.01	1.00	共通
	撤去	1.05	1.03	1.01	共通
防護柵設置工 （横断・転落防止柵）	設置	1.04	1.03	1.01	共通
	撤去	1.05	1.03	1.01	共通
防護柵設置工（落石防護柵）		1.02	1.01	1.00	共通
防護柵設置工（落石防護網）		1.03	1.02	1.01	共通
防護柵設置工 （ガードパイプ）	設置	1.01	1.01	1.00	共通
	撤去	1.05	1.03	1.01	共通
道路標識設置工	設置	1.01	1.01	1.00	共通
	撤去・移設	1.04	1.03	1.01	共通
道路付属物設置工	設置	1.02	1.01	1.00	共通
	撤去	1.05	1.03	1.01	共通
法面工		1.02	1.01	1.00	共通
吹付砕工		1.03	1.02	1.01	共通
軟弱地盤処理工		1.02	1.01	1.00	共通
橋梁用伸縮継手設置工		1.02	1.01	1.00	農地
橋梁用埋設型伸縮継手装置 設置工		1.04	1.02	1.01	農地
橋面防水工		1.02	1.01	1.00	農地
鉄筋挿入工 （ロックボルト工）		1.03	1.02	1.01	林務

土地改良事業等請負工事積算基準

工 種 区 分	工 種 内 容
ほ場整備工事	農地の区画整理（道路、用排水路施設を併せて行うもの及び暗渠排水工事、客土工事を単独で行うものを含む。）工事
農用地造成工事	農用地造成（道路用排水路施設を併せて行うものを含む。）工事
舗装工事	舗装の新設、修繕工事にあつて次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、碎石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事
道路改良工事	道路改良工事にあつて、次に掲げる工事 土工、擁壁工、函（管）渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事
水路トンネル工事	新設・改修（支保工、矢板を再建込する作業）及びこれに附帯する構造物工事。なお、シールド工法又は推進工法（作業員が内部で作業する推進工法）による工事及びこれに類する工事を含む。
水路工事	用水路及び用排水兼用水路の新設・改修工事（サイホン工事、排水路の三面張水路及び既製品水路（既製品の大型フリーウム等）を含む。）でこれと同時に施工される附帯構造物工事
排水路工事	排水路の工事で掘削、築堤、護岸、根固め及びこれらに類するものを行う工事 柵渠、連節ブロック、張ブロック、鋼矢板、コンクリート矢板を用いた用水路・用排兼用水路及び土水路で排水路に類似する工事
河川工事	河川工事にあつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷修正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類するものを行う工事ただし、河川高潮対策区間の河川工事については、「海岸工事」を適用する。
管水路工事	既製管及びこれに類する既製品（既製品のボックスカルバート等）を用いる水路工事。ただし、畑かん施設工事、管更生工事、推進工事（作業員が内部で作業する推進工事）及びこれに類する工事は除く。
管更生工事	管水路に関する工事にあつて、次に掲げる工事 既設管水路の更生工法工事
畑かん施設工事	樹枝状・管網方式及びこれに類するパイプライン施設のパイプラインの布設及び附帯構造物工事
干拓工事	ポンプ浚渫船、グラブ浚渫船、バケット船等を用いて行う干拓工事及び埋立工事（陸地の用土を用いて行う干拓及び埋立工事は対象としない。）

土地改良事業等請負工事積算基準

工 種 区 分	工 種 内 容
海岸工事	<p>海岸工事であって、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門（管）工、河口浚渫、水（閘）門工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事</p> <p>河川高潮対策区間の河川工事であって、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門（管）工、水（閘）門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事</p>
コンクリート補修工事	<p>コンクリートの補修工事であって、次に掲げる工事 表面保護工法、ひび割れ補修工法、断面補修工法、目地補修工法及びこれらに類する工事</p> <p>ただし、管水路内工事、ダム、橋梁（上部・下部）等の補修を除く。</p>
ため池工事	<p>ため池を主体とする工事であって、次に類するものを行う工事 堤体、洪水吐、取水施設、土砂吐、緊急放流施設及びこれらに類する工事</p> <p>ただし、ため池附帯構造物（安全施設工等）に類する工事を主体とする工事は除く。</p>
その他土木工事（１）	<p>コンクリート構造物を主体とする工事であって、次に掲げる工事 橋梁（上部・下部）、樋門（管）頭首工、用排水機場（下部・基礎）、水路橋（上部・下部）、貯水槽及びこれらに類する工事</p> <p>ただし、橋梁（上部・下部）の補強工事及び既設橋梁の橋梁附属物工の修繕工事は除く。</p>
その他土木工事（２）	<p>他のいずれにも該当しない工事で、次に類するものを行う工事 沈砂池、地すべり防止工、ダム等の補修、工事用ボーリング・グラウト</p>
フィルダム工事	<p>フィルタイプで本体を主体とする工事</p>
コンクリートダム工事	<p>コンクリートダム本体を主体とする工事（砂防ダムは対象としない。）</p>
施設機械設備等工事	<p>土地改良工事積算基準（施設機械）を適用する施設機械設備製作据付工事、鋼橋製作架設工事、電気通信設備製作据付工事</p>

別紙 2

森林整備保全事業設計積算要領

工 種 区 分	工 種 内 容
河 川 工 事	河川工事（河川高潮対策区間の工事を除く。）にあって、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、湊謀工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工及びこれらに類する工事
河 川 ・ 道 路 構 造 物 工 事	河川における構造物工事及び道路における構造物工事にあつて次に掲げる工事 1 樋門（管）工、水（關）門工、サイフォン工、床止（固）工、堰、揚排水機場、落石防止覆工、防雪覆工、防音（吸音）壁工、コンクリート橋、簡易組立橋、PC橋（プレキャストセグメントを除く工場既製桁の場合）等の工事及びこれらの下部・基礎のみの工事 2 橋梁下部工（RC構造）、床版工（RC構造及びプレキャストPC構造） 3 ゴム伸縮継手、落橋防止工（RC構造）、コンクリート橋の支承、高欄設置工（コンクリート等）、旧橋撤去工（コンクリート橋上下部）、トンネル内装工（新設トンネル） 4 1から3に類する工事 ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するもの及び門扉等の工場製作及び揚排水機場の上屋は除く。
治山・地すべり 防 止 工 事	治山及び地すべり防止工事にあつて、次に掲げる工事 1 治山ダム工、護岸工、水制工、流路工 2 土留工、水路工、法切工、山腹緑化工、法枠工、落石防止工 3 集水井工、排水トンネル工、アンカー工、杭打工、排土工、暗きょ工 4 1、2及び3に類する工事
森 林 整 備	森林整備に係る工事にあつて、次に掲げる工事 地拵え、植栽、受光伐、除伐、本数調整伐及び保育に関する工事及びこれに類する工事
道 路 工 事	道路工事にあつて、次に掲げる工事 土工、擁壁工、函渠工、側溝工、山止工、法面工及びこれに類する工事
鋼 橋 架 設 工 事	鋼橋等の運搬架設に関する工事であつて、次に掲げる工事 1 鋼橋架設工、鋼橋塗装工、鋼橋塗替工、鋼橋桁連結工、橋梁検査路設置工、高欄設置工（鋼製・アルミ等）、橋梁補修工（鋼板接着・増桁）、スノーシェッド（鋼構造）、ロックシェッド（鋼構造）、道路付属物を除く鋼構造物塗替工（水門、樋門、樋管、排水機場等）、床版工（RC構造及びプレキャストPC構造を除く。）橋梁下部工（鋼製） 2 簡易組立橋の塗装工事及びこれらに類する工事 3 鋼橋撤去工（鋼橋に伴う床版撤去含む。） ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。

森林整備保全事業設計積算要領

工 種 区 分	工 種 内 容
P C 橋 工 事	<p>PC橋に関する工事にあつて、次に掲げる工事</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 工事現場におけるPC橋の製作（工場製作桁は除く。）架設及び製作架設に関する工事 2 プレキャストセグメント構造のPC橋工事
橋 梁 保 全 工 事	<p>橋梁（上部工、下部工）に関するすべての保全、補修、補強工事及び既設橋梁の橋梁付属物工の修繕工事（塗装、舗装打ち替え等はく。）</p>
舗 装 工 事	<p>舗装の新設、修繕工事にあつて、次に掲げる工事</p> <p>セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理工、アスファルト安定処理工、砕石路盤工及びこれに類する工事</p> <p>ただし、小規模（パッチング）な工事で施工箇所が点在する工事は除く。</p>
ト ン ネル 工 事	<p>トンネルに関する工事にあつて、次に掲げる工事</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 トンネル工事 2 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事 <p>ただし、本土工を完成後別件で照明設備、舗装、側溝等を発注する場合、又は供用開始後の照明設備、吹付け、舗装、修繕工事等は除く。</p>
道 路 維 持 工 事	<p>道路にあつて、次に掲げる工事</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 管理を目的とした維持的工事 2 道路附属物塗替工、防雪柵設置撤去工^{※1}、トンネル漏水防止工、トンネル内装工（供用トンネル）、路面切削工、路面工、法面工等の維持・補修^{※2}に関する工事 3 道路標識^{※1}、道路情報施設、電気通信設備、防護柵^{※1}、樹木等、区画線等の設置 4 除草、除雪、清掃及び植栽等の緑地管理に関する作業 5 1 から 4 までに類する工事 <p>※1：局部的新設、復旧・更新を主とする場合に適用 ※2：法面工の補修については局部的な場合に適用</p>
公 園 工 事	<p>公園緑地及び林業施設用地等の造成工事に関する工事にあつて、次に掲げる工事</p> <p>敷地造成工、園路広場工、植樹工、芝付工、花壇工、日陰柵工、ベンチエ、池工、遊戯施設工、運動施設工、法面工、敷地内舗装工、調整池工、排水工（敷地造成と併せて行うもの）、柵工及びこれらに類する工事</p>

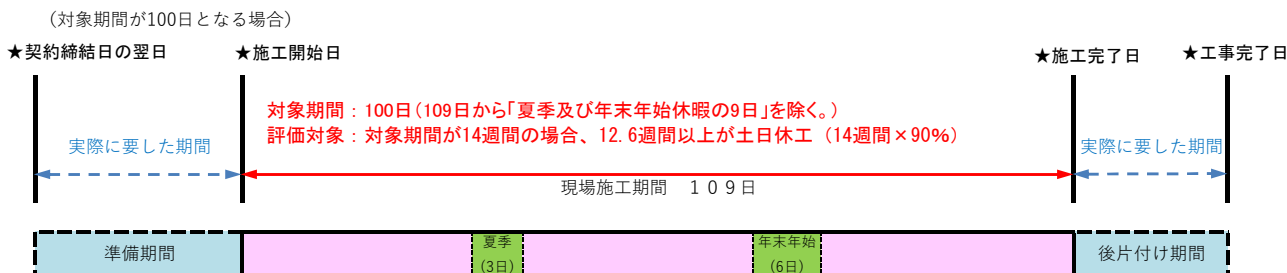
備考 1 保安林管理道等に関する工事は林道関係事業に準ずるものとする。

2 治山関係事業のうち、防潮工、砂丘造成における盛土工及びこれらに類する工事を主とする工事は海岸工事に準じ、防風工、植栽工等を主体とするものについては森林整備に準ずるものとする。

工事成績評定の評価と週休2日の取得に要する費用の計上

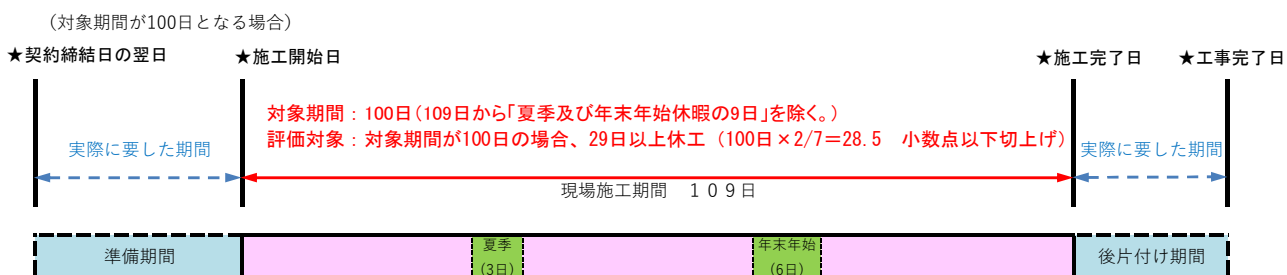
1-1 完全週休2日制工事の工事成績評定の評価

対象期間の全週間数に対する土曜日及び日曜日を休工とした週間数の割合が90%以上の場合、工事成績評定において評価する。



1-2 週休2日制工事の工事成績評定の評価

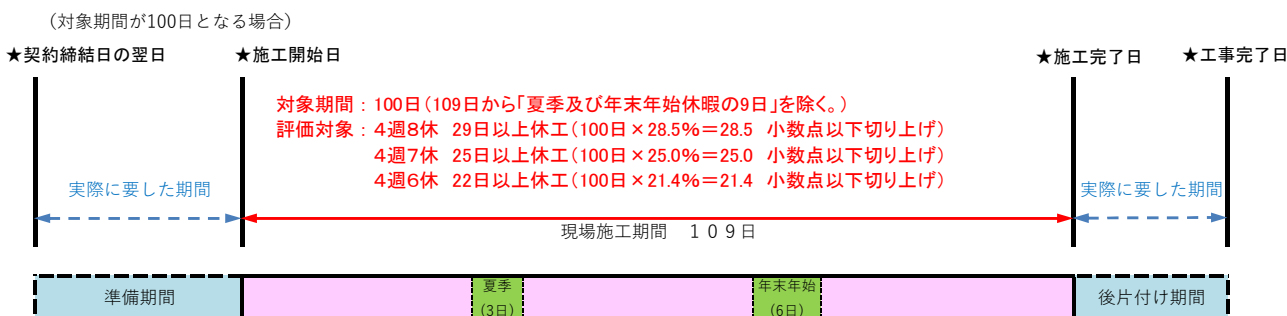
対象期間の全日数に対する休工日数の割合が28.5% (2/7) 以上の場合、工事成績評定において評価する。



2 週休2日の取得に要する費用の計上

休日の曜日及び理由にかかわらず、対象期間の全日数に対する休工日数の割合に応じて労務費、機械経費(賃料)、間接工事費(共通仮設費及び現場管理費)の補正を行う。

工事成績評定の考え方と異なることに注意。



※ 詳細な休工週間数及び休工日数の算出方法は別紙4を参考とすること。

(参考1) 「完全週休2日取得率」及び「休工割合」の算出方法

(□:工事実施日)							完全週休2日取得率 (工事成績評定)			休工割合 (経費の補正)		
日	月	火	水	木	金	土	週間数	土日休工週間数	備考	日数	休工日数	備考
準備期間←			□	休日 ^{※1} 休工	□	休工	—	—	施工開始日が、火曜日～土曜日の場合は、施工開始日を含む週を対象期間から除く。また、施工開始日が月曜日の場合は、施工開始日を前日の日曜日とする。	—	—	施工開始日が、火曜日～土曜日の場合は、施工開始日を含む週を対象期間から除く。また、施工開始日が月曜日の場合は、施工開始日を前日の日曜日とする。
休工	□	□	振替休工	□	□	□	1	1	地元条件による同一週の振替休工は認める。	7	2	
□	□	振替休工	□	□	□	休工	1	1	地元条件による同一週の振替休工は認める。	7	2	
休工	□	休日 ^{※1} 休工	□	夏季休暇 (3日間)			0.5	0.5	夏季休暇は非対象期間とし、これにより土曜日が欠けるため0.5週間としてカウントする。	4	2	夏季休暇は非対象期間とする。
□	□	□	□	□	□	休工	1	0	地元条件による振替休工であるが、振替が同一週でないことからカウントしない。	7	1	
休工	□	振替休工	□	休日 ^{※1} 休工	□	休工	1	1		7	4	
休工	□	□	□	□	雨天休工	□	1	0	雨天による振替休工は認めない。	7	2	雨天による振替休工は休工と認める。
休工	□	□	□	□	□	□	1	0	土曜日に工事を実施 (振替休工なし) したためカウントしない。	7	1	
休工	□	□	□	□	□	休工	1	1		7	2	
□	□	□	□	□	→後片付け期間		—	—	施工完了日が、日曜日～木曜日の場合は、施工完了日を含む週を対象期間から除く。また、施工完了日が金曜日の場合は、施工完了日を翌日の土曜日とする。	—	—	施工完了日が、日曜日～木曜日の場合は、施工完了日を含む週を対象期間から除く。また、施工完了日が金曜日の場合は、施工完了日を翌日の土曜日とする。
休日 ^{※1} 休工							—	1	2日間×0.5週間=1.0週間 (1日当たり休工の週0.5週間分として加算する。)	—	—	上記の休工日数に含む。
計							7.5	5.5	5.5週間/7.5週間=73.2% ^{※2} (<90%) のため評価対象外	53	16	16日/53日=30.1% ^{※2} > 4週8休 (28.5%) 4週8休として補正対象

※1 国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日

※2 小数第2位切り捨て

(参考2) 「週休2日取得率」及び「休工割合」の算出方法

(□:工事実施日)							週休2日取得率(工事成績評定)・休工割合(経費の補正)		
日	月	火	水	木	金	土	日数	休工日数	備考
準備期間←			□	休日 ^{※1} 休工	□	休工	—	—	施工開始日が、火曜日～土曜日の場合は、施工開始日を含む週を対象期間から除く。また、施工開始日が月曜日の場合は、施工開始日を前日の日曜日とする。
休工	□	□	振替休工	□	□	□	7	2	
□	□	振替休工	□	□	□	休工	7	2	
休工	□	休日 ^{※1} 休工	□	夏季休暇(3日間)			4	2	夏季休暇は非対象期間とする。
□	□	□	□	□	□	休工	7	1	
休工	□	振替休工	□	休日 ^{※1} 休工	□	休工	7	4	
休工	□	□	□	□	雨天休工	□	7	2	雨天による振替休工は休工と認める。
休工	□	□	□	□	□	□	7	1	
休工	□	□	□	□	□	休工	7	2	
□	□	□	□	□	→後片付け期間		—	—	施工完了日が、日曜日～木曜日の場合は、施工完了日を含む週を対象期間から除く。また、施工完了日が金曜日の場合は、施工完了日を翌日の土曜日とする。
計							53	16	週休2日取得率 = 30.1% ^{※2} (16日/53日) > 28.5% (2/7) ⇒ 評価対象 休工割合 = 30.1% ^{※2} (16日/53日) > 28.5% ⇒ 4週8休として補正対象

※1 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

※2 小数第2位切り捨て

工事成績評定の評価方法

- 「6. 社会性等 I. 地域への貢献等 7. その他」において評価する。
- 満点（100点）の内数とし、減点はなし。

考査項目別運用表

※「完全週休2日制工事」又は「週休2日制工事」の評価対象となった場合、「その他」の1項目にチェックを入れ、理由欄に「完全週休2日制工事の実施」又は「週休2日制工事の実施」と記載する。

考査項目	細別	a	b	c
6. 社会性等	I. 地域への貢献等	優れている	やや優れている	他の項目に該当しない
<p>● 評価対象項目</p> <p><input type="checkbox"/> 1. 風景や緑地や自然環境の調性を周辺地域との景観に合わせる等、積極的に周辺地域との調和を図った。</p> <p><input type="checkbox"/> 2. 定期的に広報紙や広報誌を発行して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。</p> <p><input type="checkbox"/> 3. 地域生活に密着した取り組み(自治会等による清掃活動)、通学通園等のボランティア活動等へ積極的に参加し、貢献に資した。</p> <p><input type="checkbox"/> 4. 地域が主催するイベント(商標)等に積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。</p> <p><input type="checkbox"/> 5. 災害時などにおいて、地域への支援又は行政による復興活動に積極的に協力を行った。</p> <p><input type="checkbox"/> 6. 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。(前記対象項目以外のものがあれば評価対象とする。)</p> <p><input type="checkbox"/> 7. その他 [理由:]</p>				
<p>● 判断基準</p> <p>該当項目が5項目以上・・・・・・・・・・・・・a</p> <p>該当項目が4項目・・・・・・・・・・・・・b</p> <p>該当項目が3項目・・・・・・・・・・・・・c</p> <p>該当項目が2項目・・・・・・・・・・・・・d</p> <p>該当項目が1項目以下・・・・・・・・・・・・・e</p>				

細目別評定点採点表

管理番号

考査項目	細 別	①専任監督員	②主任監督員	③総括監督員	④検査員(5名定数完了)	⑤検査員(完了)	細目別評定点	得点割合
1. 施工体制	I. 施工体制一般	() × 0.4 + 2.9 = 点					3.3点	
	II. 配置法評価	() × 0.4 + 2.9 = 点					4.1点	
2. 施工状況	I. 施工管理	() × 0.4 + 2.9 = 点			() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	13.0点	
	II. 工程管理	() × 0.4 + 2.9 = 点	() × 0.2 + 2.2 = 点				8.1点	
	III. 安全管理	() × 0.4 + 2.9 = 点	() × 0.2 + 2.3 = 点				8.8点	
	IV. 対外関係	() × 0.4 + 2.9 = 点					3.7点	
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	() × 0.4 + 2.8 = 点			() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	14.9点	
	II. 品質	() × 0.4 + 2.9 = 点			() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	17.4点	
	III. 出来ばえ				() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	8.5点	
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応		() × 0.2 + 3.3 = 点				6.3点	
5. 創設工夫	I. 創設工夫	() × 0.4 + 2.9 = 点					5.7点	
6. 社会性等	I. 地域への貢献等			() × 0.2 + 3.2 = 点			5.2点	
7. 法令遵守				() × 1.9 = 点				
評定合計							100.0	
8. 総合評価	技術提案履行確認			履行 不履行 対象外				

(様式1)

年 月 日

週休2日制工事取組証

名称

代表者名（契約の相手方）様

工 事 名			
工 事 の 場 所			
契 約 締 結 年 月 日	年 月 日		
請 負 代 金 額	金 円		
工 期	着手	年 月 日	
	完了	年 月 日	
完 了 年 月 日	年 月 日		
本 工 事 の 業 種			
週休2日制の形式※1		完全週休2日制工事	
		週休2日制工事	
週休2日取得率※2	%		

※1 該当する週休2日制の形式を選択する。

※2 要領第5条に規定する「完全週休2日取得率」または「週休2日取得率」を記載する。

愛知県〇〇〇所長 印